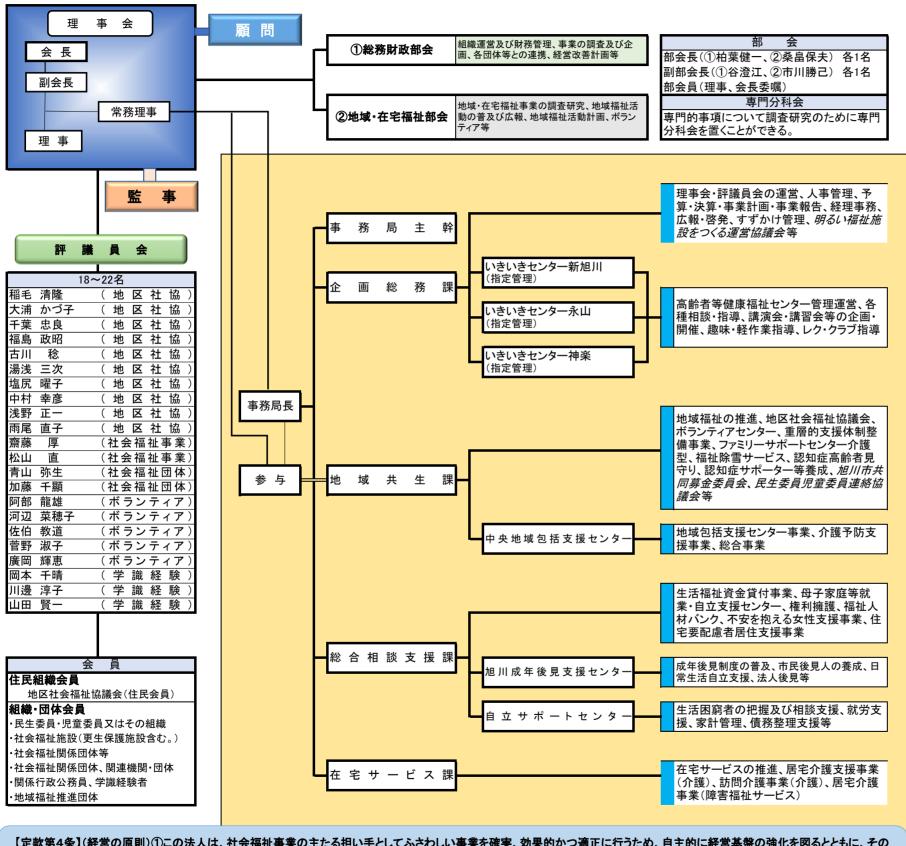
# 社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会の組織(R4 04 01)



【定款第4条】(経営の原則)①この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その 提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。②この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支 援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

理事(定款第17条)15~17名				
会長	大沼	克己	(学識経験)	
副会長	市川	勝己	(地区社協)	
副会長	柏葉	健一	(経済団体)	
副会長	桑畠	保夫	(民生委員)	
副会長	谷	澄江	(ボランティア)	
常務理	事 岡田	政勝	(学識経験)	
理事	佐々:	木 和雄	(地区社協)	
理事	猫山	房良	(民生委員)	
理事	小野	直子	(福祉事業)	
理事	紺野	あゆみ	(福祉事業)	
理事	三谷	満	(福祉事業)	
理事	大森	裕	(福祉団体)	
理事	神田	典行	(福祉団体)	
理事	井田	俊美	(ボランティア)	
理事	杉本	啓二	(ボランティア)	
理事	金澤	匡貢	(行政職員)	
理事	佐藤	貴虎	(学識経験)	
監事(定款第17条)3名				
金庭	謙一	(社会福祉識見)		

島田 康弘 (財務管理識見) 長谷川 明彦 (財務管理識見)

※ 評議員、理事、監事の()書きは選出区分

## 顧問(定款第26条)若干名

今津 宵介 旭川市議会議長 中川 明雄 旭川商工会議所会頭 新谷 龍一郎 旭川市民生委員児童委員連絡協議会会長 (公益財団道民児連会長理事) 佐川 徹

#### 法人の概要

設立 昭和26年7月25日 認可 昭和28年4月9日 所在 旭川市5条通4丁目 893番地の1 旭川市ときわ市民ホール

#### 事務局(令和4年4月1日)

事務局長(準職員) 1名 参与(市派遣) 1名 職員(市派遣1、研修1含む、) 22 名 進職員 70 名 パート職員 50 名 144 名 計 (市への研修派遣1名除く。)

## 定款掲載事業(概要

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 (2)
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、調整、宣伝、連絡調整、助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (4)
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - 共同募金事業への協力
- 福祉人材バンクの業務の実施
- (8) 福祉サービス利用援助事業
- (9) ボランティア活動の振興
- (10) 老人居宅介護等事業の経営
- (11) 居宅介護支援の事業
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 特定相談支援事業の経営
- (14) 移動支援事業の経営
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 自立相談支援事業
- (17) 成年後見事業
- (18) 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- (19) ファミリーサポートセンター事業
- (20) 福祉除雪サービス事業
- (21) 認知症高齢者見守り事業
- (22) 認知症サポーター等養成事業
- (23) 重層的支援体制整備事業
- (24) 地域包括支援センターの事業
- (25) 介護予防支援の事業
- 介護予防•日常生活支援総合事業
- (27) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営
- (28) 高齢者等健康福祉センターの管理運営
- (29) 住宅要配慮者居住支援事業
- (30) その他法人の目的達成のために必要な事業

### 【旭川市 共同募金委員会】

本会では定款に基づき旭川 市共同募金委員会の事務 も担っている。市共同募金 委員会は社会福祉法人北 海道募金会の定款第25条 第1項に基づく組織で、会 則を独自に定め、評議員会、 理事会の意思決定の組織 を設け、会長、副会長、監 事の役員も選任している。 会 長 太田英司 副会長 谷 澄江 桑畠 保夫 藤原実 市田 敏行